

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 22 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 17 号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に<u>午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後 3 時からそれぞれ15分の休憩時間</u>を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあつては所属長の定めるところにより<u>45分以上の休憩時間及び15分ずつ 2 回の休憩時間</u>を、<u>6 時間に満たない場合にあつては所属長の定めるところにより15分の休憩時間</u>を置く。</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項各号に規定する勤務時間中に第 3 条第 2 項の規定による<u>休憩時間及び休憩時間</u>を置く。</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により割り振られた勤務時間中に第 3 条第 2 項の規定による<u>休憩時間及び休憩時間</u>を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあつては、所属長の定めるところにより、<u>45分の休憩時間及び15分ずつ 2 回の休憩時間</u>を置く。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間等)</p> <p>第 4 条の 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 9 条の 2 の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第 3 条第 2 項の規定による<u>休憩時間及び休憩時間</u>を置く。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に<u>正午から45分の休憩時間</u>を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあつては、<u>所属長の定めるところにより、45分以上の休憩時間</u>を置く。</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項各号に規定する勤務時間中に第 3 条第 2 項の規定による休憩時間を置く。</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により割り振られた勤務時間中に第 3 条第 2 項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあつては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第 4 条の 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 9 条の 2 の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第 3 条第 2 項の規定による休憩時間を置く。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。